

事前申請書が必要

佐賀県

資格取得を
応援します！

技術力強化支援補助金

申請できる方

佐賀県内に本店があり、建設業許可を有する建設業者の方
中小企業基本法第2条に該当する建設業者に限る。

補助対象経費 及び補助率

補助対象経費	対象者	補助率（補助金額）
「施工管理技士等（建設業法施行規則第7条の3に定めるもの）（※①）」に係る資格取得の講習を受講させる場合の経費（受講料、教材費）及び試験の受験料	事業主 常勤の役員 常勤の従業員	対象経費×1/2×算定指数 （補助金額上限10万円） 〔算出指数：過去交付実績・級別・経費・年齢の評価項目評点の合計により定められる指数〕
「登録基幹技能者講習（建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に定めるもの）」に係る経費（受講料、教材費）及び試験の受験料		

※①: 施工管理技士、建築士、技術士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、消防設備士、技能士、地すべり防止工事士、建築設備士、1級計装士、基礎施工士、解体工事施工管理技士

受講者の限度

1事業者で、同一資格を対象にした講習・試験につき2名以内
※試験のみ受験する場合についても1事業者あたり2名以内

申請期限

資格取得に掛かる経費（※学科・実地）について、事前に計画書が必要です
※学科の結果に関わらず、実地受験予定の場合も事前申請が必要
実施計画書提出期限：平成29年5月31日（水）
補助金交付申請書等の提出期限：試験日翌日から30日以内

その他の条件

- ①事業者の負担する経費であること
- ②受講料及び教材費について、他の助成金・給付金を受給しない講習であること
- ③受講者は、勤務先の建設業者に常勤していること

添付書類

申請の際は、補助金等交付申請書、実績報告、誓約書兼同意書の他に次の書類を添付すること

- ①事業者が支払った受講料等の領収書（受講講習名、試験名、受講者名等の記載があるもの）
 - ②受講内容、日程、受講金額等が確認できる書類（受講案内、パンフレット等）
 - ③受講者の常勤性を確認できる書類（社会保険被保険者証等）
 - ④受講者の試験受験を確認できる書類（受験票等）
 - ⑤実施計画承認及び内示通知書
- ※①～⑤はいずれも写しで可

事業の詳しい概要、申請書類等は、佐賀県ホームページをご覧ください。

佐賀県ホームページのトップ画面から[サイトメニュー]「県土・まちづくり」⇒「建設業再生支援事業」⇒「建設業基盤強化事業」をクリックして、必要なメニューを選択してください。

